

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 一七
 - 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の名称を変更した旨届出があった件 一七
 - 生活保護法による指定介護機関を休止した旨届出があった件 一七
 - 行政不服審査法により公示送達する件 一七
 - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 一七
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件 一七
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一七
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 一七
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 一七
 - 道路の区域を変更する件 一七
 - 道路の供用を開始する件 一七
 - 宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を指定する件 一七
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 一七
 - 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 一七
 - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 一七
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 一七
 - 福島県教育委員会教育長 一七
 - 一般競争入札を行う件 一七

告 示

福島県告示第二百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
居宅介護支援事業所とわ	福島市早稲町四一六ラヴィバレー一番丁三階	株式会社インパルス	福島県福島市早稲町四一六ラヴィバレー一番丁三階	平成二十五年三月一日	居宅介護支援事業
訪問介護ステーションとわ・ファイン	同	同	同	同	訪問介護介護予防訪問介護
ヘルパーステーション エルタの風	福島市東浜町一〇一	特定非営利活動法人エルタ	市東浜町一七二	同	訪問介護介護予防
居宅介護支援事業所 エルタ	同	同	同	同	居宅介護支援事業
デイサービスセンター みず和の郷	福島市松川町水原字神明山二五	社会福祉法人あいあい福祉会	市松川町浅川字仲松	平成二十四年二月一日	通所介護介護予防
デイサービスセンター はるか	伊達市梁川町字北本町一七一	社会福祉法人北信福祉会	市南矢野目字才ノ後	平成二十五年四月一日	通所介護介護予防

社会福祉法人 愛親福祉会 ゆう遊館デイサービスセンター	須賀川市滑川字関ノ上 二六―四	社会福祉法人 愛親福祉会	同 県須賀川市滑川字関ノ上 六一―四	同 年 二月二八日	通所介護 介護予 防護所介
医療法人二瓶クリニツク	会津若松市真宮新町北一―一―一	医療法人二瓶クリニツク	同 県会津若松市真宮新町北一―一―一	同 年 二月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防護所介 養管理指 導
湯川村介護予防支援事業所	河沼郡湯川村大字箕川字長瀨甲八七五―六	社会福祉法人 湯川村社会福祉協議会	同 県河沼郡湯川村大字清水田字川入八	同 日	介護予防 支援
聖光デイサービスセンター	南会津郡南会津町田島字大坪一五	有限会社 聖光	同 県南会津郡南会津町田島字大坪一五	同 年 三月一日	通所介護 介護予 防護所介
社会福祉法人 南相馬福祉会 グループホーム石神	南相馬市原町区大木戸字西原七一―一	社会福祉法人 南相馬福祉会	同 県南相馬市原町区高見町二―七〇	同 日	認知症対応 生活共同 生活介護 介護予 防護 認知 症対応型 共同生活 介護

(社会福祉課)

福島県告示第百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の名称を変更した旨届出があった。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称		事業者の主たる事務所の所在地
猪苗代町地域包括支援センター	耶麻郡猪苗代町字梨木西六五	変更前	変更後	福島県会津若松市鶴賀町一―一
		財団法人温知会	一般財団法人温知会	

(社会福祉課)

福島県告示第百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該介護機関を休止した旨届出があった。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービスの種類
只見町訪問看護ステーション	南会津郡只見町大字長浜字唱平六〇	只見町	福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤一〇三九	平成二十五年四月一日	訪問看護 介護予 防護所介

(社会福祉課)

福島県告示第百九十四号

行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十八条で準用する同法第四十二条第二項ただし書き及び第三項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 送達を受けるべき者の氏名
異議申立人 遠藤 英喜
- 二 公示事項

平成二十一年九月二日、三日、五日、八日及び九日並びに同年十一月九日及び同年十二月十六日付けで一に掲げる異議申立人が提起した保有個人情報開示の全部を開示しない決定処分等に係る不服についての異議申立に対し処分を決定した。決定書の謄本は、その送達を受けるべき者に送付することができないため、福島県保健福祉部自立支援総室児童家庭課において保管してあるので、出頭の上これを受領されたい。
(児童家庭課)

福島県告示第二百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十五年四月二十三日から同年八月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファンズ中丁店 福島県伊達郡川俣町字中丁二十四番地の二ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社運喜
代表者の氏名 代表取締役 菅野 好次
住所 福島県伊達郡川俣町字久保二十一番地の一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
別紙書面のとおり
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十五年十二月十日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百七十七メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 八十九台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 二十台

- 3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 百四平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 二十四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
別紙書面のとおり
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 三か所
(二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(一) 荷さばき施設一 午前六時から午後七時まで
(二) 荷さばき施設二 午前六時から午前八時三十分まで

七 届出年月日
平成二十五年四月九日

（「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年四月二十三日から同年八月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい八島田店 福島県福島市八島田字勝口二十七番地の一ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 福島県福島市笹木野字北中谷地二十の二ほか
(変更後) 福島県福島市八島田字勝口二十七番地の一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 福島県福島市上名倉字道添二番地

3 (変更後) 福島県福島市さくら一丁目二番地の一
大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) (一) 株式会社いちい
代表取締役 伊藤 信弘
福島県福島市上名倉字道添二番地

(二) 花の店フローラ
福島 君子
福島県福島市笹谷字城場六の十三

(三) 株式会社レパコ
代表取締役 佐藤 純啓
福島県福島市下鳥渡字八幡塚二番地の三

(変更後) (一) 株式会社いちい
代表取締役 伊藤 信弘
福島県福島市さくら一丁目二番地の一

(二) 花の店フローラ
福島 君子
福島県福島市笹谷字城場六の十三

(三) 株式会社レパコ
代表取締役 佐藤 純啓
福島県福島市下鳥渡字八幡塚二番地の三

(四) 株式会社只野石油
代表取締役 只野 泰正
福島県相馬市中村字泉町一番地の五

三 変更した年月日

1 平成十六年十月十六日

2 平成十九年十一月一日

3 平成十九年十一月一日ほか

四 届出年月日

平成二十五年四月十一日

五 届出をした者

株式会社いちい

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年四月二十三日から同年八月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

蓬萊ショッピングセンター 福島県福島市蓬萊町二丁目十九番一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

平成十九年十一月一日ほか

四 届出年月日

平成二十五年四月十一日

五 届出をした者

株式会社いちい 株式会社蓬萊ショッピングセンター 株式会社ダイユーエイト
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年四月二十三日から同年八月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

夢・タウン・飯坂 福島県福島市飯坂町字月崎町十二番四

二 変更した事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) (一) 株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市上名倉字道添二番地

(二) 寺島薬局株式会社

代表取締役 田口 武

茨城県つくば市天久保二丁目十七番地の五

(変更後) (一) 株式会社いちい

代表取締役 伊藤 信弘

福島県福島市さくら一丁目二番地の一

(二) 寺島薬局株式会社

代表取締役 田口 武
 茨城県つくば市天久保二丁目十七番地の五
 株式会社只野石油
 (三) 代表取締役 只野 泰正
 福島県相馬市中村字泉町一番の五

- 三 変更した年月日
平成十九年十一月一日ほか
- 四 届出年月日
平成二十五年四月十一日
- 五 届出をした者
株式会社いちい

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年四月二十三日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、錦・関田地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十五年四月二十四日から
同 年五月十三日まで (二十日間)

三 縦覧の場所
いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第三百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、足駄木地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十五年四月二十四日から
同 年五月十三日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
伊達市役所

(農村計画課)

福島県告示第三百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浜崎 高野会津 若松線	会津若松市高野町大字 柳川字下高野七七番地 先から	変更前	A 七・〇	四七三・一
	同 市高野町大字 柳川字下高野七三番地 先まで	変更後	A 七・〇	四七三・一

柳川字下高野七七番地 先から	一七・〇
同 市高野町大字 柳川字下高野七三番地 先まで	
会津若松市高野町大字 柳川字下高野七八番地 先から	B 一八・〇〇 五五・〇
同 市高野町大字 柳川字下高野七三番地 先まで	五一・一六

(道路計画課)

福島県告示第三百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十五年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	伊達郡川俣町大字小綱木字澤一八 番一地从り	平成二五年四月二四日
	同 郡同 町大字小綱木字マミガ 沢二番地先まで	

(道路計画課)

福島県告示第三百四号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第一項の規定により、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

区 域 名	区 域	区域の範囲
一 孟森団地	福島市森合字一孟森及び字北谷地	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県北建設事務所建築住宅課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）
(建築指導課)

公 告

公告第一百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日
平成二十五年三月二十四日

二 名称

特定非営利活動法人フー太郎の森基金

三 代表者の氏名
新谷 香織

四 主たる事務所の所在地
福島県相馬市尾浜字南ノ入二四四十一ノ三

五 定款に記載された目的

この法人は、エチオピア連邦民主共和国とソマリア、日本において、環境教育、植林、森林保護、水資源開発、生活改善などに関する事業を行ない、地球環境の保全に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第一百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンター谷川瀬A館 福島県いわき市平谷川瀬字双藤町五十六の一ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
六千八百五十六平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十五年四月二十五日

五 届出年月日
平成二十五年四月十二日
六 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

公告第百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

雄国山麓土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

監事 平宮 義市 喜多方市塩川町常世字西町六八八番地

(農村計画課)

公告第百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、里ノ前地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十五年三月二十六日完了したので公告する。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、竜崎地区に係る県営湛水防除事業の工事は、平成二十四年十月三十日完了したので公告する。
平成二十五年四月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県教育委員会委員長

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県単位制等高等学校生徒情報支援システムソフトウェアの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年4月23日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の件名及び数量 福島県単位制等高等学校生徒情報支援システムソフトウェア(開発、運用時の設定、調整、データ移行、保守等を含む。) 一式
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成26年1月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 納入場所 福島県教育センター(福島県福島市瀬上町字五月田16番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム JISQ27001 (ISO/IEC27001) による認証を取得している者であること。
- (5) 品質マネジメントシステム JISQ9001:2008 (ISO9001:2008) の認証を取得している者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けてい

る者であること。

(7) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(8) 当該借入物品に係る保守、サポート等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課

電話 024-521-8231

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年6月4日(火)午後1時30分 福島県庁西庁舎9階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)

郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月3日午後5時までに必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be leased: Student Information Support System Software for credit-based and other type of high schools in Fukushima Prefecture (A complete set, including set-up in development and operation, adjustment and maintenance) 1set

(2) Time-limit of tender (by hand) : 1:30 p. m., 4 June 2013

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p. m., 3 June 2013

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL024-521-8231

(財 務 課)